



公益社団法人 日本社会福祉士会

第9回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
平成29年2月7日
日本社会福祉士会 参考資料

福祉人材確保専門委員会 第9回

地域共生社会の実現に求められるソーシャルワーク

～ソーシャルワークの機能を果たす社会福祉士～

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

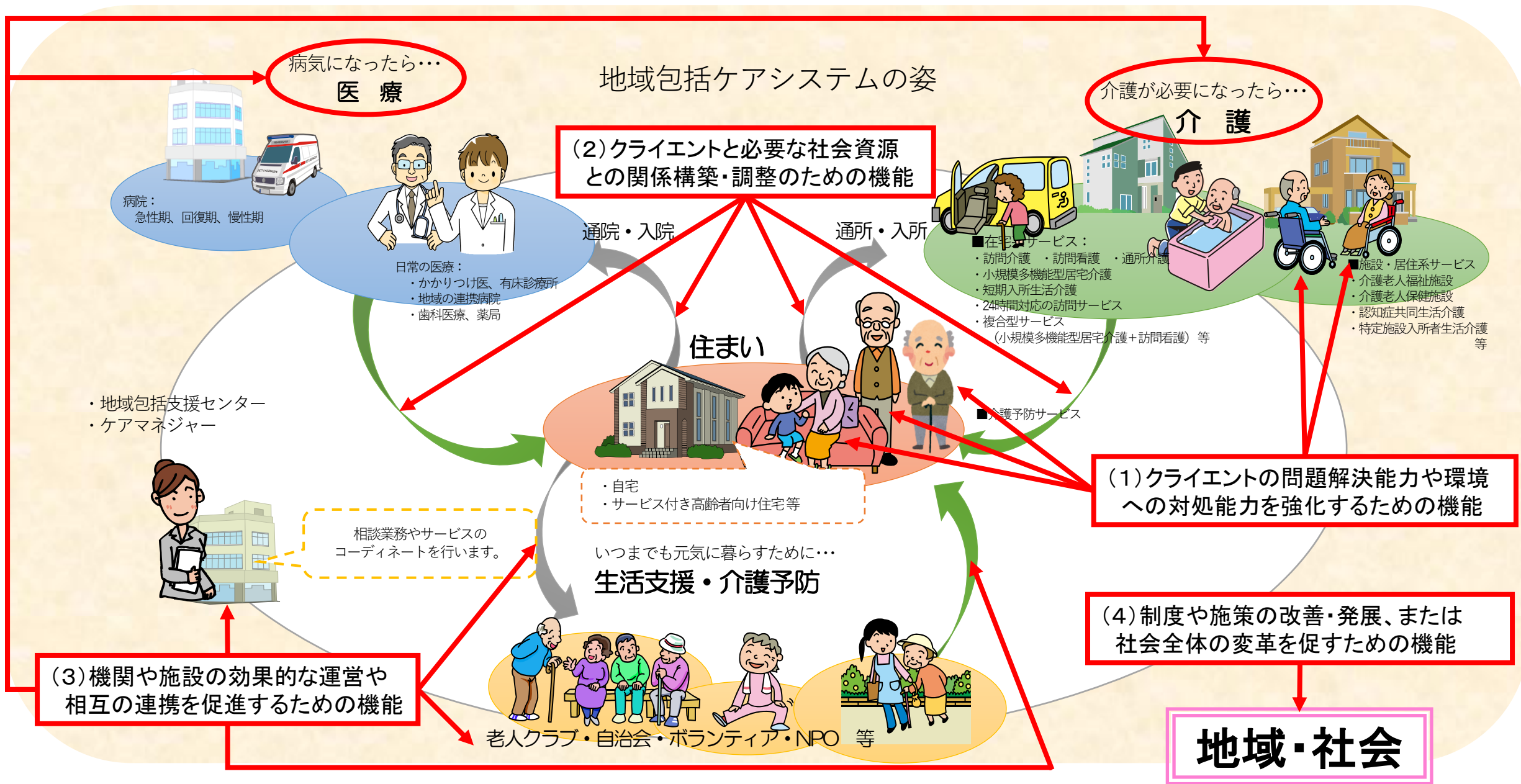
社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

(国際ソーシャルワーカー連盟,2014)

ソーシャルワークの機能

- (1) クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能
- (2) クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能
- (3) 機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能
- (4) 制度や施策の改善・発展、または社会全体の変革を促すための機能

【ソーシャルワークの機能のイメージ図】



: ソーシャルワークの機能

(1) クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能

- クライアントとの信頼関係に基づき相談援助を行う。
- 虐待(高齢者、障害者等)を予防・対応し、権利を擁護する。
- 成年後見人、未成年後見人として支援する。
- 意思決定を支援する。
- 支援を求めない人びとにアウトリーチする。

【社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮している実践例】

- 最高裁判所事務総局家庭局(2015)「成年後見関係事件の概況ー平成27年1月～12月ー」によると1年間に3,725人の社会福祉士が受任し、総受任件数は17,736件となっている。
- 未成年後見制度においても社会福祉士が受任しており、成年後見制度を含め全世代の後見人を務めている。
- 成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート等を開発し、それらを用いるなどして、意思決定支援を推進している。

(2) クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能

- クライアントが必要な社会資源を活用できるように支援する。
- 家族や地域住民との関係を調整する。
- 医療や介護等のサービス提供機関との関係を調整する。
- 複数の社会資源の包括的な活用を可能にする。

【社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮している実践例】

- 第8回福祉人材確保専門委員会資料2によれば、社会福祉士は、高齢者福祉関係の割合が最も高く43.7%、障害福祉関係17.3%、医療関係14.7%、地域福祉関係7.4%、児童・母子福祉関係4.8%、行政相談所3.4%となっており、様々な分野で就労し、調整の機能を果たしている。
- 第8回福祉人材確保専門委員会参考資料によれば、教育や司法領域等において、関係機関との調整機能の必要性から社会福祉士の配置・任用拡大の傾向にある。
- 保健・医療・福祉など、様々な分野の専門職が使用することを前提に「ケアマネジメント実践記録様式」開発し、日本社会福祉士会編(2011)「ケアマネジメント実践記録様式Q&A」を発行している。

(3) 機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能

- 地域住民のネットワークを構築する
- 地域住民を組織化し、地域の力を高める
- 専門職間の連携を促進する
- 地域住民と専門職との協働を促進する

【社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮している実践例】

- 地域住民をはじめ関係機関等と協働しながら認知症の人の見守り・SOSネットワークを構築し、地域における見守りや搜索などに取り組んでいる。
- 地域住民をはじめ一般企業をはじめとする関係機関と協働しながら一人暮らし高齢者等の孤立死防止に向けた見守りネットワークの構築を進めている。
- 地域の多世代交流のサロンやグループを多数形成し、さらに生活圏域ごとにサロン主催者をはじめグループ同士の交流会を実施し、互いの情報交換とネットワークの構築を進めている。

(4) 制度や施策の改善・発展、または社会全体の変革を促すための機能

- 地域の社会資源を活性化する
- 地域に不足する社会資源を開発する
- 制度・政策の円滑な運用に向けたたくみを開発する

【社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮している実践例】

- 被災地支援として本会から延べ6,285名の社会福祉士を派遣している(東日本大震災時に延べ5,697名、熊本地震時に延べ588名の実績がある)。
- 弁護士と社会福祉士(高いスキル等を有し、中立的な立場)による虐待対応の専門職チームを都道府県レベルで設置し、派遣している。
- 被疑者・被告人支援のスキームの構築し、支援活動に取り組んでいる。
- 子どもの学習支援、居場所、保護者のサロン、子ども食堂、宿泊等の開発、ホームレスの支援つきホーム等の開発、障害児と保護者の地域活動開発等に先駆的に取り組む社会福祉士(スクールソーシャルワーカー・独立型社会福祉士等)がいる。

（「我が事」の地域づくり）

- こうした他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする、いわば地域にとっての「触媒」としてのソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが必要である。その際、自治体が主導して単に 有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、自治体は支援する立場に回りつつ、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかななどを協議して決めていく過程が重要である。

（「丸ごと」の地域づくり）

- 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないことである。そうした気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまう。従って、「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくることが必要である。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域になる。

出典：地域における住民主体の問題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）（2016）

「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」

社会福祉士の任用・活用の在り方

(国の役割)

- 「我が事・丸ごと」を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整、資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。

また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。人材の確保や定着についても、必要な措置を講ずるべきである。

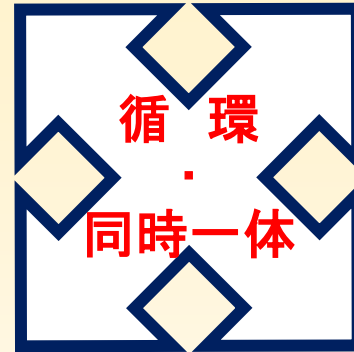
地域共生社会の実現

全世代・全対象者の福祉ニーズを総合的・包括的に捉え、
人々とそれを取り巻く環境、地域社会に働きかけ、多様な社会資源を活用・開発していく

ソーシャルワークの機能

(4) 制度や施策の改善・発展、または社会全体の変革を促すための機能

(3) 機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能



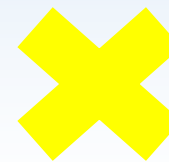
(1) クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能

(2) クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能

ソーシャルワークの機能を発揮するための環境整備

【ソーシャルワーク実践の場】

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設、福祉事務所、医療関係機関、社会福祉協議会、児童相談所、教育関係機関、障害者相談支援事業所、自立相談支援事業所、雇用関係機関、司法関係機関、自治体、独立型社会福祉士事務所等（既存・新設の機関又は部署）



【人材確保の環境整備】

人材の確保と定着を進めるためには、安定した雇用環境等が必要となる。

1 厚生労働省関係

(1) 社会福祉推進事業

- ① 「被疑者・被告人への福祉的支援に関する弁護士・社会福祉士の連携モデル推進事業」(2013)
- ② 「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」(2014)
- ③ 「生活困窮者自立相談支援機関における主任相談支援員を対象とした現任研修の開発及び試行事業」(2014)

(2) 老人保健健康増進等事業

- ① 「高齢者虐待対応の標準化のためのマニュアル策定に関する研究」(2010)
- ② 「都道府県・市町村のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引きの策定に関する研究事業」(2011)
- ③ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応手引きにかかる参考対応例・虐待対応帳票の策定及び手引き普及・啓発のための研修プログラムの開発に関する研究事業」(2012)
- ④ 「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」(2014)
- ⑤ 「権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究」(2015)

(3) 障害保健福祉部

- ① 「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業」(2010-2012,2014)

(4) 自殺防止対策事業

- ① 「ソーシャルワークの実践現場における自殺予防のアセスメントツール開発および全国展開にむけた人材養成事業」(2016)

(5) 東日本大震災支援(地域支え合い体制づくり事業)

- ① 「高齢者ニーズ再調査(岩手県大槌町委託事業)」(2012)
- ② 「地域ネットワーク再構築業務(岩手大槌町委託事業)」(2012)
- ③ 「地域ネットワーク再構築業務(岩手県山田町委託事業)」(2012)

2 文部科学省関係

- ① 「緊急スクールカウンセラー等派遣事業(2011-2012)」(東日本大震災関連)

3 独立行政法人福祉医療機構

- ① 「地域包括支援センターにおける社会福祉士実務研修事業」(2005)
- ② 「地域包括支援センターにおける総合相談・権利擁護業務の評価に関する研究事業」(2006-2007)
- ③ 「地域包括支援センターにおける連携・ネットワークの構築に関する研究研修事業」(2008-2009)
- ③ 「地域生活定着支援センターの機能充実に向けた調査研究事業」(2010)